

令和7年度ゼロエミッション地区創出プロジェクト 募集要領

令和7年10月20日

東京都環境局

1 件名

令和7年度ゼロエミッション地区創出プロジェクト

2 事業概要

東京都（以下「都」という。）は、2050年「ゼロエミッション東京」を実現するため、都内温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素・廃棄物起源二酸化炭素・フロン等。以下「GHG」という。）排出量を2000年比で2030年50%削減、2035年60%以上削減することを目指し、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」のもと、実効性ある取組を戦略的に展開している。

ゼロエミッション東京の実現に向けては、各種補助事業等を通じた「点」での対策に加え、地域の特性や課題を踏まえ、多様な主体が連携した「面」的な取組を推進することが必要である。基本となる電力を「へらす・つくる・ためる」の取組を面的に展開するとともに、AIやスタートアップ等の先駆的な技術等も活用し、エネルギーの供給や需要を組み合わせ「上手に使う」ことで、地域全体をより効率的に脱炭素化していくことが求められている。

この状況を踏まえ、一定のエリアにおいて、都内区市町村（以下、「区市町村」という。）の地域特性を踏まえた取組と都の重点施策を一体的に展開する「ゼロエミッション地区」（以下「ゼロエミ地区」という。）創出に向け、区市町村からの計画提案を募集する。

実施スキームは図1のとおり。

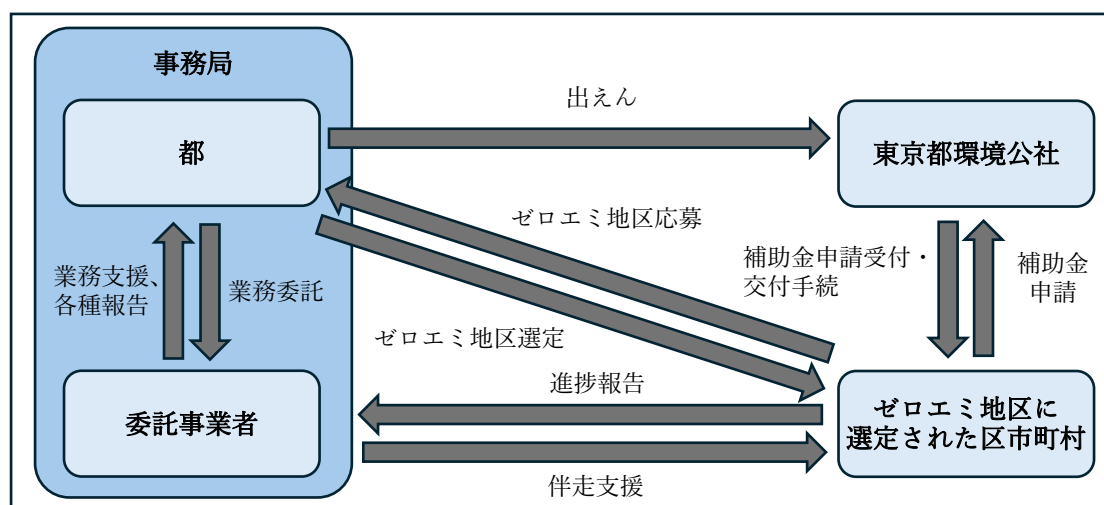


図1 実施スキームイメージ

3 本事業の内容

(1) 募集する事業の内容

令和7年度ゼロエミッション地区創出プロジェクト（以下「本事業」という。）は、一定のエリアを対象として GHG 排出量削減に資する取組を行う、ゼロエミ地区を募集するものである。対象エリア、GHG 排出量削減目標、地域特性等を活かした取組内容や他地域への展開可能性等を計画提案書に記載し、応募すること。

(2) 本事業の実施期間

ゼロエミッション地区創出プロジェクト実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条のとおり

(3) 補助対象設備等、補助対象経費及び補助金額

実施要綱第7条、第8条及び第9条のとおり。

なお、ゼロエミ地区に選定された区市町村は、今後、東京都環境公社（以下「公社」という。）が公表するゼロエミッション地区創出プロジェクト補助金交付要綱に則り、補助金の申請を行うことができる。

また、当該申請にかかる補助内容の可否については、申請時に別途審査するものとする。

4 応募者の要件

区市町村

5 応募について

(1) 質問事項の受付

募集要領の内容等に係る質問の受付は次のとおりとする。

ア 質問締切

令和7年10月31日（金曜日）正午（必着）

イ 質問方法

質問票（様式1）に質問事項を記入し、「9 問合せ」のメールアドレスに提出の上、「9 問合せ」の電話番号に連絡し、受信確認を行うこと。

質問票（様式1）は、都のホームページからダウンロードすること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/municipal_support/zero_emission_district_proposals

ウ 回答日

質問があった場合のみ、令和7年11月7日（金曜日）正午までに、原則として応募者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

質問回答の後においても、GHG 算出方法や様式の記載方法等については、適宜、電話等での問合せを受け付ける。

(2) 計画提案書等の提出

ア 提出締切

令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）正午（必着）

締切後の提出は認めない。ただし、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、提出先に相談すること。

一度提出があった提案書等の資料の再提出は、事務局からの指示があった場合を除き認めない。

イ 提出書類

- 計画提案書（様式 2）
- 資金計画表（様式 3）
- その他補足資料（任意）

計画提案書（様式 2）及び資金計画表（様式 3）は、都のホームページからダウンロードすること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/municipal_support/zero_emission_district_proposals

(3) 計画提案書等の取扱い

ゼロエミ地区として選定された場合、計画提案書等の概要を、選定自治体と調整の上、公表する。

(4) 提出方法及び提出先

原則、次の提出先宛て電子メールにより提出すること。添付ファイルについては、合計 30MB 以内に収めること。

【提出先】 zeroemitokyo_support@tohmatu.co.jp

（事務局：デロイトトーマツコンサルティング合同会社）

【メール件名】「【ゼロエミミッション地区創出プロジェクト】区市町村名_提案資料」

※書類に不足が無いか確認し、受領メールを返信する。

提出された計画提案書等について、事務局が確認し、不備があれば指摘する。また、必要に応じて対面・Web 会議又は書面により提案内容に関する問合せを行う。

6 ゼロエミ地区の選定

(1) 選定方法

選定は、募集期間内に、必要書類が不備等なく提出された区市町村に対してのみ実施する。プレゼンテーション審査は、有識者で構成するゼロエミッション地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催することにより行う。プレゼンテーション審査の開催方式や日程等は、対象となる区市町村へ連絡する。

なお、審査は全て非公開で行い、審査の経過や結果等、審査内容に関する問合せには応じない。

（２）選定スケジュール

募集開始	令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）
質問票 提出締切	令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）正午
質問票回答（予定）	令和 7 年 11 月 7 日（金曜日）正午
計画提案書等 提出締切	令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）正午
応募者に対する提案書類の不備等の問合せ	令和 7 年 12 月 5 日（金曜日）まで
選定委員会（プレゼンテーション審査）※	令和 7 年 12 月中旬 会場、日時等の詳細は別途通知する。
選定地区公表	令和 7 年 12 月下旬

※プレゼンテーション審査は、1 応募者当たり 50 分程度（うち説明 20 分、質疑応答 30 分）で実施する。ただし、応募者が多数の場合、時間を変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査の資料は、事前に提出した書類以外は使用できないものとする。

※実施日時等について、上記から変更が生じた場合は、別途通知する。

（３）評価基準

審査・選定に当たっては、以下の審査項目及び評価基準に基づき、総合的に評価を行う。ただし、ゼロエミ地区への選定に当たっては、全ての前提事項を満たしていることが要件となるため、あらかじめ留意すること。なお、追加要素は記載がある場合のみ評価対象とする。

審査項目	評価基準	配点
ゼロエミ地区の選定		44 点
2050 年ゼロエミッションに向けた適切な面的エリアと目標、進捗管理方法の設定	● 取組を行うエリアを特定しているか。エリアは、一定の面的地域であり、域外の施設等を加える場合には、本事業の趣旨を踏まえた一体性やエリアとしての必要性があるか。【前提】 ● 算出可能な直近 1 年分（基準年）の GHG 排出量を基準値とし、2050 年ゼロエミッションまで一定のペースで排出量を減らすこと（直線）を目指して設定した 2030 年、2035 年の削減目標を達成する計画となっているか。【前提】 ● 2030 年度までの進捗管理の KPI が設定されているか。【前提】	

ゼロエミ地区での取組		96 点
地域特性を活かした創意工夫ある取組、地域の多様な主体との連携	● エリア別の取組例を参考に、地域の特性、課題、ポテンシャルを踏まえた面的取組となっているか。その取組が、地域の多様な主体との連携など、地域特性を活かした創意工夫のある取組か。	
都の重点政策（「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」）との一体性	● ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの「10 の政策」において、取組強化の方向性等として示した内容に準じた取組か。（ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの「10 の政策」において、政策 1 及び政策 2 については、それぞれ一つ以上の取組を実施し、加えて、政策 3 から政策 10 までのいずれかについて一つ以上の取組を実施すること） ● ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフに示す「3 つの理念」や「施策の実効性を高める 5 つのアプローチ」を踏まえた実効性ある取組であるか。【追加要素】	
2050 年を見据え地域全体を効率的に脱炭素化する取組、先進的な技術等の活用	● ゼロエミ地区での 2030 年までの取組により、2050 年において当該地区がどのように発展し、ゼロエミッションが達成されるのかという将来像を示しているか。また、地域全体を効率的に脱炭素化する先進的取組か。 ● 次世代再エネ技術や AI 等の活用、スタートアップとの連携など、面的な脱炭素を実現する先駆的な技術等を活用しているか。【追加要素】	
他地域への波及・展開	● ゼロエミ地区以外の地域への展開の可能性が具体的（地域名やその根拠）に示されているか。	
取組の実現性や妥当性		40 点
スケジュールの妥当性	● 各年度の具体的な実施事項が確認でき、各要素技術の実装可能時期と事業スケジュールの整合性がとれているか。	
事業遂行体制の確保	● 計画実現のために必要な事業者と連携したプロジェクト体制が整えられ、各事業者の役割が明確になっているか。	
補助対象経費の見積	● 事業コストの算出根拠が示されており、その金額が妥当か。	

※参考「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy_beyond_carbonhalf

7 協議会等における進捗管理・伴走支援

(1) 協議会等の設置・運営

ゼロエミ地区に選定された区市町村は、事業の円滑な推進のため、進捗管理や関係者間の意見調整等を行うプラットフォーム（協議会等）を設置するものとする。

協議会等の構成者は、事業の推進に向け連携・協力する事業者（取組対象となる民間事業者等のほか、エネルギー企業、ネットワーク企業、金融機関等）、その他関係者等が想定される。少なくとも四半期に一度は事業全体の進捗管理等のために開催し、その他、課題等に合わせて、必要なメンバー間で意見調整等を図るため実施すること。

(2) 委託事業者による伴走支援

協議会等の運営及び事業実施において、都が委託する事業者（以下「委託事業者」という。）が次のサポートを行う。

- ・ 協議会等の事務局支援として、開催に係る補助や運営する上で生じる技術的課題の解決等
- ・ ゼロエミ地区の実施計画案や予算案、年度報告書案等の作成支援
- ・ 事業の改善・レベルアップ、課題整理等への支援
- ・ 関係者間の合意形成支援

8 留意事項

ゼロエミ地区に選定された場合は、次の点について留意すること。

- ・ 計画提案書等に記載した内容は、本事業の基本方針とすること。
- ・ 事業の実施に当たっては、実施要綱及び関係法令等を遵守すること。
- ・ 都、公社及び委託事業者は、区市町村と連携・協力する事業者等の間で生じる問題に関して関与しない。
- ・ 本事業で導入した設備等の損壊については、理由の如何を問わず、都、公社及び委託事業者は責任を負わない。
- ・ 本事業の実施期間中は、都及び公社の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、都及び公社が進捗確認等のため現地に赴く場合は、対応すること。
- ・ 取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて事業内容の変更を検討すること。変更に当たっては都及び公社と協議を行い、承諾を得ること。
- ・ 本事業の成果検証に当たり、都及び公社による実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力するとともに、都及び公社の求めに応じ、本事業の成果に関して報告すること。

また、本事業で得られた情報、データ等（個人情報等を除く。）を必要に応じて都及び公社に提供すること。なお、本事業の成果に係るデータ等は、都及び公社の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載を行わないこと。

- 選定後において、区市町村の都合により内容の大幅な変更が生じた場合は、選定の取り消し又は補助金の交付を中止する場合がある。
また、選定後における、区市町村の都合による本事業への参加辞退は、原則不可とする。

9 問合せ

募集要領についての問合せ先は、以下のとおりとする。

【問合せ先】 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 パブリックセクター

担当：松浦・中島

TEL 080-4144-1768

電子メール：zeroemitokyo_support@tohmatu.co.jp